

香川県条例第35号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（行為の制限） 第2条 略 （適用除外） 第3条 略 別表第2（第3条関係） 1～12 略 13 略 （1）・（2） 略 （3） 認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（放送法第20条の3第9項に規定するラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、増築、改築又は移転 （4） 略	（行為の制限） 第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。 （1）～（7） 略 2・3 略 （適用除外） 第3条 別表第2に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。 別表第2（第3条関係） 1～12 略 13 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 （1）・（2） 略 （3） 認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（放送法第64条第1項第2号に規定するラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、増築、改築又は移転 （4） 略

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。